

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則をここに公布する。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第27号

四日市市組織機構の改編に伴う整備規則

(四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 四日市市災害対策本部に関する条例施行規則(平成20年四日市市規則第62号)の一部を次のように改正する。

改正後				
別表第1(第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
こども未来部	こども未来部長	こども健康福祉班	こども未来課長 (こども未来課) (こども保健福祉課) <u>(こども家庭課)</u> (こども発達支援課) (あけぼの学園) (保育幼稚園課)	(略)
(略)				
都市整備部	都市整備部長	都市計画班 建築指導班 開発審査班 <u>道路建設班</u> <u>道路維持班</u> 市街地整備・公園班 河川排水班	都市計画課長 建築指導課長 開発審査課長 <u>道路建設課長</u> <u>道路維持課長</u> 市街地整備・公園課長 河川排水課長	(略)

		管理班 用地班 営繕工務班 市営住宅班	道路管理課長 用地課長 営繕工務課長 市営住宅課長	
(略)				
備考 (略)				

改正前				
別表第1 (第5条及び第6条関係)				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
(略)				
こども 未来部	こども 未来部 長	こども健康福祉班	こども未来課長 (こども未来課) (こども保健福 祉課) (こども発達支 援課) (あけぼの学園) (保育幼稚園課)	(略)
(略)				
都市整 備部	都市整 備部長	都市計画班 建築指導班 開発審査班 <u>道路整備班</u> 市街地整備・公園 班 河川排水班 管理班 用地班 営繕工務班	都市計画課長 建築指導課長 開発審査課長 <u>道路整備課長</u> 市街地整備・公園 課長 河川排水課長 道路管理課長 用地課長 営繕工務課長	(略)

		市営住宅班	市営住宅課長	
(略)				
備考 (略)				

(四日市市社会福祉事務所等に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

第2条 四日市市社会福祉事務所等に対する事務の委任に関する規則（平成9年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(児童福祉法に関する委任事務)</p> <p>第3条 児童福祉法（以下本条において「法」という。）に関する委任事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第22条に規定する助産の実施に関すること。</u></p> <p>(3) <u>法第23条に規定する母子保護の実施に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(地方自治法第153条第2項により委任する事務)</p> <p>第5条 地方自治法第153条第2項の規定により、四日市市社会福祉事務所に委任する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>(児童福祉法に関する委任事務)</p> <p>第3条 児童福祉法（以下本条において「法」という。）に関する委任事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(地方自治法第153条第2項により委任する事務)</p> <p>第5条 地方自治法第153条第2項の規定により、四日市市社会福祉事務所に委任する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>児童福祉法（以下次号において「法」という。）第22条に規定する助産の実施に関すること。</u></p>

(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下第5号までにおいて「法」という。）第10条の4第1項及び第2項に規定する居宅における介護等に関する事。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下第9号までにおいて「法」という。）第17条、第31条の7及び第33条に規定する居宅等における日常生活支援に関する事。

(8) (略)

(9) 法第31条及び第31条の10に規定する自立支援給付金の支給に関する事。

(10) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下第15号までにおいて「法」という。）第9条第7項に規定する知的障害者更生相談所の判定の請求に関する事。

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(2) 法第23条に規定する母子保護の実施に関する事。

(3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下第7号までにおいて「法」という。）第10条の4第1項及び第2項に規定する居宅における介護等に関する事。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下次号において「法」という。）第17条、第31条の7及び第33条に規定する居宅等における日常生活支援に関する事。

(10) (略)

(11) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下第16号までにおいて「法」という。）第9条第7項に規定する知的障害者更生相談所の判定の請求に関する事。

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

<p>(16) (略)</p> <p>(17) <u>三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年三重県条例第2号。以下、本条において「条例」という。)</u>別表第1の3の項に規定する母子及び父子並びに寡婦に対する貸付に係る書類の交付事務に関すること。</p> <p>(18) <u>条例</u>別表第1の12の項に規定する三重県知事が交付する療育手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手帳の交付に関すること。</p> <p>(19) (略)</p>	<p>(17) (略)</p> <p>(18) <u>三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年三重県条例第2号。以下、本条において「条例」という。)</u>別表第1の12の項に規定する三重県知事が交付する療育手帳の交付に係る申請書、届書その他の書類の受理及び療育手帳の交付に関すること。</p> <p>(19) (略)</p>
---	--

(四日市市家庭児童相談室に関する規則の廃止)

第3条 四日市市家庭児童相談室に関する規則(平成19年四日市市規則第29号)は、廃止する。

(四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則(平成30年四日市市規則第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第21条 条例第3条の規定に基づき、指定管理者が管理する運動施設は、次の各号に掲げる全ての運動施設とする。</p>

(1)から(26)まで (略)

(1)から(26)まで (略)

(27) 四日市市桜テニスコート

(28) 四日市市桜多目的広場

(四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

第5条 四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則（平成30年四日市市規則第39号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 廃止前の四日市市桜運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(総務部総務課)